

野洲市余熱利用施設整備運営事業

入札説明書

平成 29 年 10 月

野洲市

# 目 次

第 1 入札説明書等の位置づけ	1
第 2 事業の目的及び内容	1
1 事業の目的	1
2 事業名称	1
3 事業実施場所	1
4 事業概要	1
5 本施設の管理者の名称	2
6 事業の対象範囲	2
7 事業方式	3
8 事業期間	3
9 事業スケジュール（予定）	3
10 事業期間終了時の措置	3
11 事業者の収入	3
12 建物及び土地の使用料の負担	4
13 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	4
14 遵守すべき法制度等	5
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
1 入札参加者の構成等	7
2 業務実施企業の参加資格要件	7
3 入札参加者及び協力企業の制限	8
4 SPCの設立等	9
5 参加資格要件の確認基準日	10
6 野洲市入札参加資格者名簿の追加登録	10
7 入札参加者及び協力企業の変更	10
第 4 事業者募集等のスケジュール	10
第 5 入札手続等	11
1 担当窓口	11
2 入札に関する手続	11
3 入札参加に関する留意事項	13
4 入札予定価格	15

<b>第 6 入札書類の審査</b> .....	16
1 選定委員会 .....	16
2 審査方法 .....	16
3 審査項目等 .....	16
<b>第 7 提案に関する条件</b> .....	17
1 立地条件等 .....	17
2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件 .....	18
3 業務の委託 .....	18
4 資金計画・事業収支計画に関する条件 .....	18
5 本市の費用負担 .....	18
6 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視 .....	19
7 保険 .....	19
8 サービスの対価 .....	19
9 土地の使用 .....	19
10 本市と事業者の責任分担 .....	19
11 財務書類の提出 .....	19
<b>第 8 契約に関する事項</b> .....	20
1 契約手続き .....	20
2 契約の枠組み .....	20
3 契約金額 .....	20
4 契約保証金 .....	20
5 事業者の事業契約上の地位 .....	21
<b>第 9 提出書類</b> .....	21
<b>第 10 その他</b> .....	22
1 事業の継続が困難となった場合の措置 .....	22
2 金融機関と本市の協議（直接協定） .....	23
<b>別紙 1 入札説明書等に関する質問書</b>	

## 第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、野洲市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した野洲市余熱利用施設整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、野洲市契約規則（平成 16 年規則第 55 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する以下の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（仮契約書及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

建物使用貸借契約書（案）：本市が所有権を有する余熱利用施設の使用貸借に係る契約の内容を示すもの

要求水準書（添付資料を含む。）：本市が事業者に要求する具体的な設計、建設、維持管理、運営のサービス水準を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

指定管理に係る年度協定書（案）：指定施設の管理に関する基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針に関する質問等に対する回答によるものとする。

## 第2 事業の目的及び内容

### 1 事業の目的

本市では、環境負荷の少ないエネルギー利用を促進し、かつ、適正なごみ処理を確保することによって、循環型社会の実現を目指している。

「ごみ処理施設整備基本構想（平成 22 年 12 月）」において、余熱利用施設は、利用者の利便性を考慮するとともに、熱収支の把握に基づき、年間を通じた確実な熱需要調査及び地域特性、市民のニーズに基づいた施設を計画するとされており、基本構想を基に昨年度には「野洲市余熱利用施設整備基本計画（平成 29 年 3 月）」を策定した。

余熱利用施設は、新野洲クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）でのごみ焼却に伴い発生する熱エネルギー（回収率 12.59%・熱量 2.2GJ/h）を有効活用し還元するため、熱エネルギーを利用する施設である。市民の健康保持・増進と交流を図り、広く利用対象者を求めるために地域活性化機能も取り入れ、周辺の里山等も含めた地域資源を活用した施設として余熱利用施設を整備することとする。

本事業は、このような背景を踏まえ、余熱利用施設を整備するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、民間の資金、経営能力等の活用を図り、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。

### 2 事業名称

野洲市余熱利用施設整備運営事業

### 3 事業実施場所

#### 1) 事業用地

野洲市大篠原 3333-2 他 4 筆

（旧野洲クリーンセンター跡地、既存野洲市体育センター敷地及び周辺地）

#### 2) 敷地面積

旧野洲クリーンセンター跡地	9,366 m <sup>2</sup>
既存野洲市体育センター	5,586 m <sup>2</sup>
その他	757 m <sup>2</sup>
提案により使用可能な敷地※	2,940 m <sup>2</sup>
合計	18,649 m <sup>2</sup>

（平场面積：約 8,700 m<sup>2</sup> 法面面積：約 10,000 m<sup>2</sup>）

※「提案により使用可能な敷地」を使用する際には、境界確定測量が別途必要となる。

### 4 事業概要

以下に掲げる施設的设计、建設・工事監理、維持管理及び運営を行う。

施設区分		機能
本施設	必須施設	温水プール 温浴施設 特産物販売施設
	提案施設 (設置を義務付けるものではない)	必須施設との連携・相乗効果が見込める施設

## 5 本施設の管理者の名称

野洲市長 山仲 善彰

## 6 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

### 1) 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査等）
- ② 設計業務
- ③ 本事業に伴う各種申請等の業務（確認申請等）
- ④ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### 2) 建設・工事監理業務

- ① 建設業務（余熱利用設備及び余熱利用管設置工事等含む）
- ② 既存野洲市体育センター解体・撤去業務
- ③ 什器・備品等の調達及び設置業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 近隣対応・対策業務
- ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### 3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 什器・備品等保守管理業務
- ④ 外構等維持管理業務
- ⑤ 環境衛生・清掃業務
- ⑥ 警備保安業務
- ⑦ 修繕業務（※）
- ⑧ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

### 4) 運營業務

- ① 温水プール運營業務
- ② 温浴施設運營業務
- ③ 特産物販売施設運營業務
- ④ 総合管理業務
- ⑤ 自主事業
- ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## 7 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が本施設の設計及び建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

## 8 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 54 年 3 月 31 日までとする。

## 9 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

事業契約締結	平成 30 年 6 月
事業期間	事業契約締結日～平成 54 年 3 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成 32 年 2 月末日 ※既存野洲市体育センター解体撤去：平成 31 年 4 月以降
開業準備期間	本施設引渡し日～平成 32 年 3 月 31 日（概ね 1 ヶ月程度）
維持管理期間	本施設引渡し日～平成 54 年 3 月末日
運営開始日	平成 32 年 4 月中
運営期間	運営開始日～平成 54 年 3 月末日

## 10 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約 2 年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

## 11 事業者の収入

### (1) 本市からのサービスの対価

本市は、本施設の引き渡し後、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

また、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額（利用料収入によって賄えない部分）で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

## (2) 本施設利用者から得る収入

本施設において、実施する業務に係る売上等は、事業者の収入とすることができる。

また、本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を収入として收受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、公の施設の利用者からの利用料を収入とすることができる。

### ① 利用料収入

事業者は、本施設について、事業者が本市の承認を受けて定める額の利用料を徴収し、収入とすることができる。

### ② 自主事業（各種教室等）に係る収入

事業者は、本施設を利用して実施する自主事業（各種教室等）を、独立採算事業として、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。

### ③ 自主事業（提案施設の運営）に係る収入

事業者は、提案施設を利用して実施する自主事業（提案施設の運営等）を本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施ことができ、提案施設の運営に係る売上を収入とすることができる。

### ④ 自主事業（物品販売等）に係る収入

事業者は、物品等の販売による売上げを収入とすることができる。

## (3) 利用料収入の還元

事業者は、本施設利用者から得る収入が提案時の想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、当初期待した以上の利益の一部相当を事業者の提案による方法により、本市に還元するものとする。

また、市民無料参加の地域交流イベントの開催等、多様な提案も期待する。

## 1 2 建物及び土地の使用料の負担

本市は、事業者から本施設に係る建物及び土地の使用料は徴収しないものとする。

## 1 3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

### ① モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

### ② モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、建設時、維持管理及び運営時の各段階において実施する。

### ③ モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

### ④ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。



## 14 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

### 【法令・条例等】

- ① 都市計画法
- ② 建築基準法、建築士法、建設業法
- ③ 駐車場法
- ④ 公衆浴場法
- ⑤ 水道法、下水道法
- ⑥ 高圧ガス保安法、電気事業法
- ⑦ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑧ 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑩ 消防法、警備業法
- ⑪ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑫ 水質汚濁防止法、土壌汚染対策法
- ⑬ 騒音規制法、振動規制法
- ⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑮ 労働安全衛生法
- ⑯ 条例
  - ・ 滋賀県建築基準条例
  - ・ 滋賀県スポーツ推進条例
  - ・ 滋賀県遊泳用プール条例
  - ・ 滋賀県環境基本条例
  - ・ だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
  - ・ 滋賀県公衆浴場法施行条例
  - ・ 野洲市環境基本条例
  - ・ 野洲市下水道条例
  - ・ 野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例
  - ・ 野洲市生活環境を守り育てる条例
  - ・ 野洲市個人情報保護条例
  - ・ 野洲市情報公開条例
  - ・ 野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例
- ⑰ その他関連法令、条例等

### 【要綱・基準等】

- ① 野洲市開発行為等に関する指導要綱
- ② 遊泳用プールの衛生基準
- ③ 公衆浴場における衛生管理要綱
- ④ 水浴場水質判定基準

- ⑤ 公衆浴場における水質検査基準等に関する指針
- ⑥ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ⑦ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ⑧ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ⑨ 建築設計基準及び同解説
- ⑩ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑪ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑫ 建築工事安全施工技術指針
- ⑬ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑭ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑮ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑯ 滋賀県グリーン購入基本方針
- ⑰ その他関連要綱及び基準

### 第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### 1 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、基本協定の締結後に、代表企業及び構成企業の出資により、会社法に定められる株式会社として設立する事業者に出資を行うものとする。
- ④ 代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ⑤ 代表企業及び構成企業以外の者が事業者の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資割合は出資額全体の50%未満とする。
- ⑥ 本市は、本市内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は協力企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

#### 2 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者（事業者からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ以下に示す①～⑤の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。関連企業とは、資本金又は人事面において関連がある者をいう。なお、「資本金面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をして、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

##### ① 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当し、cの要件は、いずれかの設計企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に、25m以上の温水プール施設または延べ面積1,500㎡以上のスポーツ施設の基本設計業務および実施設計業務を完了した実績を有していること。

##### ② 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当し、cの要件は、いずれかの建設企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
  - b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - c. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>以上の官公庁が発注した公共施設等の建築工事を完了した実績を有していること。
- ③ 工事監理業務を行う者
- 工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。
- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
  - b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - c. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、25m以上の温水プール施設または延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>以上のスポーツ施設の工事監理実績を有していること。
- ④ 維持管理業務を行う者
- 維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、b の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。
- a. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - b. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、温水プールを含むスポーツ施設についての維持管理業務の実績を有していること。
- ⑤ 運營業務を行う者
- 運營業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、b の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。
- a. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - b. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、温水プールを含むスポーツ施設についての運営実績を有すること。

### 3 入札参加者及び協力企業の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

- ⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしている者。
- ⑥ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- ⑨ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に本市から入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑪ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
  - ・株式会社 建設技術研究所
  - ・株式会社 学校文化施設研究所
  - ・シリウス総合法律事務所
  - ・永井公認会計士事務所
- ⑫ 第 6-1 に記載の野洲市余熱利用施設整備 PFI 事業の事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑬ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑭ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加している者。ただし、特産物販売施設運営業務を実施する協力会社として本事業に参加しようとする者は、複数の入札参加者の協力会社となることは可能である。また、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑮ 野洲市暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

#### 4 SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、本事業を実施する会社法に定める株式会社として SPC を本市内に設立することが望ましい。なお事業予定地内に設立することも可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

## 5 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、入札参加資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

## 6 野洲市入札参加資格者名簿の追加登録

本市の入札参加資格者名簿への登録が済んでいない代表企業、構成企業及び協力企業については、平成 29 年 11 月 30 日までに登録を行うこと。なお、今年度の申請期間は終了しており臨時の受付となるため、申請書類は第 5-1 に記載の担当窓口へ提出すること。申請要領等は、本市ホームページを参照すること。

## 7 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

# 第4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	内 容
平成 29 年 10 月 2 日	入札公告、入札説明書、要求水準書等の公表
平成 29 年 10 月 6 日	入札説明書等に関する説明会の開催
平成 29 年 10 月 17 日	入札説明書等に関する個別対話
平成 29 年 10 月 20 日	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
平成 29 年 11 月中旬	入札説明書等に関する第 1 回質問・回答の公表
平成 29 年 11 月 22 日	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
平成 29 年 12 月中旬	入札説明書等に関する第 2 回質問・回答の公表
平成 29 年 12 月 27 日	参加表明書、入札参加資格審査書類の受付締切
平成 30 年 2 月 7 日	入札書類審査に関するに係る書類の受付締切
平成 30 年 3 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 30 年 4 月下旬	基本協定の締結
平成 30 年 5 月中旬	仮事業契約の締結
平成 30 年 6 月下旬	市議会の議決

## 第5 入札手続等

### 1 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

野洲市環境経済部環境課野洲クリーンセンター整備室

住 所：〒520-2313 滋賀県野洲市大篠原 3335 番地

電 話：077-588-0568

FAX：077-586-2150

E-mail：clean@city.yasu.lg.jp

なお、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。

### 2 入札に関する手続

#### (1) 入札公告、入札説明書、要求水準書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成 29 年 10 月 2 日（月）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、併せて入札説明書等を本市ホームページ上で公表する。

（本市ホームページアドレス <http://www.city.yasu.lg.jp/>）

#### (2) 入札説明書等に関する説明会等

入札説明書等に関する説明会を以下のとおり開催する。

##### ① 入札説明会

日 時：平成 29 年 10 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

会 場：野洲クリーンセンター2 階会議室

##### ② 現場説明会

日 時：平成 29 年 10 月下旬

会 場：事業予定地

申込方法：希望者は、上記第 5-1 に記載の担当窓口に申し込むこと。

#### (3) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に上記第 5-1 の担当窓口連絡すること。

① 閲覧期間：平成 30 年 2 月 6 日（火）まで（閉庁日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

② 閲覧場所：上記第 5-1 の担当窓口

③ 資料の貸出し：行わない。ただし、資料データのコピーを提供する。

#### (4) 入札説明書等に関する個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。

① 開催日時：平成 29 年 10 月 17 日（火）

② 開催場所：野洲クリーンセンター

- ③ 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は 3 名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で原則 10 名以内とする。
- ④ 申込方法：第 5 の 1 に記載の担当窓口に、原則 E メールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- ⑤ 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、11 月中旬に本市ホームページにおいて公表する。

(5) 入札説明書等に関する第 1 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：入札説明書等公表の日から 10 月 20 日（金）午後 5 時まで
- ② 受付方法：別紙 1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記第 5 の 1 の担当窓口原則として E メールにより提出すること。
- ③ 回答：平成 29 年 11 月中旬に本市ホームページにおいて公表する予定である。

(6) 入札説明書等に関する第 2 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：第 1 回質問への回答の日から 11 月 22 日（水）午後 5 時まで
- ② 受付方法：別紙 1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記第 5 の 1 の担当窓口原則として E メールにより提出すること。
- ③ 回答：平成 29 年 12 月中旬に本市ホームページにおいて公表する予定である。

(7) 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査書類を以下の期間に提出すること。参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

- ① 受付期間：平成 29 年 12 月 21 日（木）から平成 29 年 12 月 27 日（水）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所：上記第 5 の 1 の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：参加表明書、入札参加資格審査に関する提出書類
- ⑤ 提出部数：1 部を提出すること。

(8) 入札書類審査に関するに係る書類の受付期間、場所及び方法

入札書類審査に関する提出書類を提出する入札参加者は、関係する書類を以下の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- ① 受付期間：平成 30 年 2 月 1 日（木）から平成 30 年 2 月 7 日（水）までの平日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所：上記第 5 の 1 の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：様式集「入札書類審査」（「第 9 提出書類」を参照）
- ⑤ 提出部数：正本 1 部並びに副本 11 部を提出すること。



なお、入札を辞退する者は、様式集「入札参加資格審査（入札辞退届）」を、平成 30 年 1 月 31 日（火）までに、上記第 5 の 1 の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

#### （9）入札の手順

- ① 提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ② 入札参加資格審査書類が全て揃っている入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ③ ①、②の参加資格を確認し、審査結果を書面により平成 30 年 1 月 12 日（金）までに随時郵送する。
- ④ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札書類審査に関する書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ⑤ 入札書類審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の提出書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- ⑥ 審査された入札参加者の入札書（入札書類審査に関する提出書類「様式 A-3」）を開札する。開札は、入札参加者の立会の上行うものとする。
  - a. 開札日時：平成 30 年 3 月下旬（予定）
  - b. 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- ⑦ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2 回目）は行わない。
- ⑧ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- ⑨ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、野洲市余熱利用施設整備運営事業に関する野洲市余熱利用施設整備 PFI 事業の事業者選定委員会設置要綱に規定する選定委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- ⑩ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、平成 30 年 3 月下旬までに決定通知を行う。

#### （10）ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、平成 30 年 3 月下旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

### 3 入札参加に関する留意事項

#### （1）入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

#### （2）費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者が提出した提案書に関する著作権は、入札参加者に帰属するが、PFI法第11条の客観的評価を目的に本市が使用するものとする。本市は客観的評価の目的以外には使用しない。ただし、落札者として決定された入札参加者の提案内容は、全部又は一部を必要に応じて使用できるものとする。

(6) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。  
なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却するものとする。

(8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- ② 事業名及び入札金額のない入札書類
- ③ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- ④ 事業名に誤りのある入札書類
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- ⑥ 入札金額を訂正した入札書類
- ⑦ 虚偽の記載がある入札書類
- ⑧ 1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札書類
- ⑨ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- ⑫ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類

⑬ その他入札に関する条件に違反した入札書類

(10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

**4 入札予定価格**

事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」と「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」からなるサービスの対価の予定価格は、2,340,000 千円（消費税等相当額を除く。）とする。

## 第6 入札書類の審査

### 1 選定委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。選定委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

(敬称略)

	氏名	所属
委員長	新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授
副委員長	白井 宏昌	滋賀県立大学 環境科学部環境建築デザイン科 准教授
委員	山本 久子	滋賀弁護士会副会長
委員	山本 博一	野洲市体育協会会長
委員	玉本 邦雄	野洲市自治連合会長
委員	寺田 実好	野洲市政策調整部長
委員	遠藤 由隆	野洲市環境経済部長

### 2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市が落札者を決定する。

### 3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

#### (1) 落札者の決定

本市は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。

#### (2) 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

## 第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

### 1 立地条件等

#### (1) 事業予定地の前提条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、以下のとおりである。

建設計画地	野洲市大篠原 3333-2 他 4 筆 (旧野洲クリーンセンター跡地、既存野洲市体育センター敷地及び周辺地)										
敷地面積	<table> <tr> <td>旧野洲クリーンセンター跡地</td> <td>9,366 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>既存野洲市体育センター</td> <td>5,586 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>757 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>提案により使用可能な敷地※</td> <td>2,940 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18,649 m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>(平場面積：約 8,700 m<sup>2</sup> 法面面積：約 10,000 m<sup>2</sup>)          ※「提案により使用可能な敷地」を使用する際には、境界確定測量が別途必要となる。</p>	旧野洲クリーンセンター跡地	9,366 m <sup>2</sup>	既存野洲市体育センター	5,586 m <sup>2</sup>	その他	757 m <sup>2</sup>	提案により使用可能な敷地※	2,940 m <sup>2</sup>	合計	18,649 m <sup>2</sup>
旧野洲クリーンセンター跡地	9,366 m <sup>2</sup>										
既存野洲市体育センター	5,586 m <sup>2</sup>										
その他	757 m <sup>2</sup>										
提案により使用可能な敷地※	2,940 m <sup>2</sup>										
合計	18,649 m <sup>2</sup>										
用途地域	市街化調整区域、風致地区										
建ぺい率	40%										
容積率	指定なし										
防火地域	指定なし										
高度地区	指定なし										
日影規制	指定なし										
その他法的条件	建物高：15m 以下、壁面後退：道路 2m、その他 1m 以上、緑化率：15%以上、法面高：5m 以下										
接続道路	幅員約 6.0m (市道野洲クリーンセンター線)										
給水	北側の市道境界沿いに接続										
排水	市道野洲クリーンセンター線の幹線φ150 に接続すること										
ガス	都市ガス未整備										
電気・通信	既存野洲市体育センター敷地境界沿いの電柱(成橋 68) から供給										
その他	<p>i) 新野洲クリーンセンターへの搬入車両に配慮し、設置工事中は交通誘導員を配置する必要がある。</p> <p>ii) 果樹園等が存在するため、周辺環境の汚染等がないよう配慮する必要がある。また、進入道路として国道 8 号を利用することとなるが、朝夕の時間帯は近接する工場への通勤者への配慮が必要となる。</p> <p>iii) 敷地内には防火水槽が残置されているため、消防協議の上、適切に移設等する必要がある。</p>										

#### (2) 既存野洲市体育センターの概要

既存野洲市体育センターの概要は、以下のとおりである。

- ① 建築面積：1,426 m<sup>2</sup>
- ② 延床面積：1,260 m<sup>2</sup>
- ③ 設置年度：昭和 61 年
- ④ 建物構造：鉄骨造＋鉄筋コンクリート造

- ⑤ テニスコート、屋外トイレ、ポンプ場、駐車場等を含む

## 2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件

施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件は、第2の6事業範囲で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

## 3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理及び運營業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が発生させた一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

## 4 資金計画・事業収支計画に関する条件

- ① 割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、その支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘(スプレッド)の合計とする。なお、提案書の提出時に使用する基準金利は0.26%とすること。
- ② 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る一時支払金は、国庫補助金(学校施設環境改善交付金)、地方債をもって充てる予定であり、以下の金額を、提案書の提出時の一時支払金として想定すること。

一時支払金の支払時期	一時支払金の金額	
平成32年3月支払分	既存野洲市体育センター解体・撤去分	64,000 千円
	本施設分	895,000 千円

※いずれも消費税等相当額を除く

なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合、事業者に発生するコスト(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)は本市の負担とする。

また、既存野洲市体育センターを解体・撤去せず、活用する場合は、「既存野洲市体育センター解体・撤去分」の一時支払金は支払わないものとする。

- ③ 提案書の提出時に使用する消費税率は以下のとおりとすること。
- 設計及び建設・工事監理業務等のサービスの対価：8%
  - 維持管理及び運營業務等のサービスの対価：10%

## 5 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- ① 大規模修繕費
- ② モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

## 6 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款（案）別紙2に基づく。

## 7 保険

事業契約約款（案）別紙3に基づく。

## 8 サービスの対価

事業契約約款（案）別紙4及び別紙5に基づく。

## 9 土地の使用

本事業の事業用地は本市の市有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が所有する事業用地を無償で使用することができる。

## 10 本市と事業者の責任分担

### （1）基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がその全て又は一部を負うこととする。

### （2）予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

## 11 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類（決算報告書及び監査報告書等）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3ヶ月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

## 第8 契約に関する事項

### 1 契約手続き

#### (1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮事業契約の締結を行う。また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、野洲市議会の議決を要するので、当該仮事業契約は、市議会でのこの仮事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、本市は、当該議案が市議会での議決されなかった場合、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

#### (2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第 3 の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除することがある。

### 2 契約の枠組み

#### (1) 対象者

SPC

#### (2) 締結時期及び事業期間

仮事業契約 平成 30 年 5 月中旬

市議会の議決 平成 30 年 6 月下旬

事業期間は、事業契約締結日より平成 54 年 3 月 31 日までとする。

#### (3) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし、事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

### 3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

### 4 契約保証金

事業契約約款(案)第 34 条及び第 59 条に基づくものとする。



## 5 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、入札参加者等が保有する SPC の株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

## 第9 提出書類

提出書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集「入札参加資格審査」及び様式集「入札書類審査」作成要領を参照のこと。

### (1) 入札参加資格審査

○ 入札参加資格審査に関する提出書類	
・ 資格審査申請書	(様式 2-1)
・ 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-2)
・ 建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-3)
・ 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-4)
・ 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-5)
・ 運營業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-6)
・ 入札参加グループ構成表及び役割分担表	(様式 2-7)
・ 委任状 (構成企業→代表企業)	(様式 2-8)
・ 委任状 (代表企業用)	(様式 2-9)
・ 事業実施体制	(様式 2-10)
・ 会社概要書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・ 定款 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・ 決算報告書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3ヶ年)	(書式自由)
・ 登記簿謄本 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本)	(書式自由)
・ 納税証明書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
○ その他	
・ 入札辞退届 (辞退する場合のみ)	(様式 3-1)

## (2) 入札書類審査

○ 入札書類審査に関する提出書類	
・ 入札書類審査に関する提出書類提出書	(様式 A-1)
・ 入札参加グループ構成表	(様式 A-2)
・ 入札書	(様式 A-3)
・ 入札価格計算書	(様式 A-4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
○ 提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～3)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～6)
・ 建設・工事管理業務に関する事項	(様式 D-1～2)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～7)
・ 運營業務に関する事項	(様式 F-1～5)
・ 入札者独自の提案に関する事項	(様式 G-1～2)
・ 計画図面等提案書類	(様式 H-1～19)
・ 事業収支等提案書類	(様式 I-1～2)
・ 提案価格等提案書類	(様式 J-1～3)
・ 事業スケジュール	(様式 K-1)
○ 基礎審査項目チェックシート	(様式 L-1)

## 第10 その他

### 1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。

## 2 金融機関と本市の協議（直接協定）

本事業が適正に遂行されるよう、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本市とで協議し、一定の重要事項について、直接協定を締結することがある。